

# 老人保健医療 だより



昭和7年9月30日以前に生まれた人(一定の障害がある人は65歳以上の人)は、老人保健法の適用により医療給付を受けます。老人医療受給者証の負担区分は、毎年8月に見直します。

## 老人保健医療制度

### 1 受給者証の更新について

8月1日以降は、平成16年中の所得に基づき、一部負担金の割合(1割または2割)を市で判定し、変更がある人のみに、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

### 2 負担区分の変更申請

一部負担金の割合が2割の人でも、平成16年中の収入の合計額が一定額に満たない場合は、申請すれば1割負担になります。  
該当する人には案内を送付

### 対象者と対象収入額

します。

同じ世帯に70歳以上(平成17年8月1日現在)の人と老人医療受給者が、二人以上いる場合は、収入の合計額が621万円未満。世帯に老人医療受給者が一人の場合は、収入額が484万円未満。

### 申請に必要なもの

受給者証、印鑑、確定申告書の写し、公的年金などの源泉徴収票、給与源泉徴収票。

### 申請期間

8月15日(月)まで。

この申請期間を過ぎると、申請月の翌月の初日から負担区分が変更となります。

### 3 入院時食事負担等減額認定証の申請・更新

入院時に医療機関へ減額認定証を提示すると入院費と食事が減額になります。

### 対象者

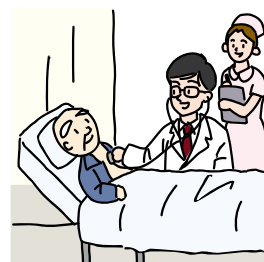
市民税非課税世帯の老人医療受給者。

### 有効期間

8月1日から翌年の7月31日まで。ただし、申請月の初日から有効になり、申請月以前の入院費などは該当しません。

### 申請時期

現在、減額認定証を持っている人は、8月中に申請してください。



### 4 高額医療費の支給申請

高額医療費の支給申請は、一度申請をすれば、申請内容に、変更がない限り有効です。市では対象の人に、申請の案内を郵送しています。ただし、毒ガス障害者医療を受給している人で、高額医療費支給対象になる場合は、医療機関の領収書を添えて支給申請をしてください。

### 申請に必要な物

健康保険証、受給者証、印鑑、金融機関の口座番号(郵便局を除く)

## 負担限度額

世帯の負担区分		外来の負担限度額 (個人単位に計算)	世帯単位の負担限度額 (外来+入院)	
			医療費の2割負担	医療費の1割負担
一定以上の所得者世帯	40,200円	72,300円+(実際にかかった医療費-361,500円)×1% 多数該当の場合(過去12か月に4回以上の支給) 40,200円	40,200円	24,600円
			12,000円	15,000円
一般世帯	8,000円			
市民税非課税世帯				

負担区分は、毎年8月1日に前年の収入により見直しが行われます。

### 一定以上の所得者世帯

収入から各種控除後の課税所得が145万円以上ある老人医療受給者、または70歳以上の人と同一の世帯の人

### 市民税非課税世帯

世帯主および世帯全員が非課税である世帯の人

### 市民税非課税世帯

世帯主および世帯全員が非課税で、かつ収入から必要経費など控除後の所得が全員0円の世帯の人

### 問い合わせ先

保険医療課 ☎0848(67)6056 ☎0848(64)2130